

令和3年1月14日

保護者・生徒の皆様へ

兵庫県立相生高等学校

校長 小西 信吾

緊急事態宣言を踏まえた相生高校の対応について

平素は本校教育活動・感染拡大防止対策にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在兵庫を含む1都2府8県を対象に緊急事態宣言が発出されています。

つきましては、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、相生高校の教育活動を以下のとおりとしますので、保護者の皆様におかれましても、感染防止対策の徹底にご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 教育活動

- (1) 本県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行いません。

また、受験及び就職活動にあたっては、生徒のみなさんの事前の体調管理にあわせて、保護者の皆様等を含めた感染防止対策の徹底をお願いします。

- (2) 下記の感染防止対策の徹底にご協力下さい。

- ・ マスクの着用（呼気が激しくならない限り、登下校時、体育・部活動の運動時も着用）
- ・ 毎日の検温、登下校後・外出後の手洗い・うがいの励行
- ・ 教室内等の温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒の実施
- ・ 食事の際、自席で前を向いて飛沫を飛ばさない（食堂も向かい合わない）
- ・ 毎日の登校前の健康観察 → 発熱等の風邪症状がある場合は、登校しない
（本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えて下さい。（欠席となります））
- ・ 不要不急の外出の自粛（特に20時以降）

2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。

また、活動時間は、平日5日の内の4日2時間以内、土日いずれか1日3時間以内とします。

- (2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、公式戦以外の大会、練習試合、合宿は行いません。

3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、アンケートなどを通じて、生徒の皆さんの状況を把握し、心身の健康に適切に対応するよう努めます。

キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用を促進します。